

補助金見直しガイドライン

平成29年5月

(平成30年7月改定)

大台町

(1) 補助金見直しガイドライン策定の意義

補助金の支出は、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を法的根拠としています。

「公益上の必要性」が認められる事業とは、不特定多数の利益の増進に寄与する事業や活動であることに加え、客観的に行政が公費を支出する必要性が高いと認められるものです。補助金は、行政が公益性を認めた特定の事業や活動の奨励・促進を図るための財政的な支援であり、行政を補完し、政策目的を効率的に実現する手段として有効かつ重要な機能を果たしています。

一方、補助金は直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であることから、一旦創設されると、その効果等が十分に評価・検証されないまま継続され、長期化・固定化するといった課題も指摘されています。補助金の原資も町民からの貴重な税金であることから、社会経済情勢や行政需要の変化に応じ、適切に施策を展開し効果の最適化を図る必要があります。

そのため、常に補助金について検証を行い、より効果を発揮できる制度へと改善していくことや、費用対効果が低くなった既存の補助金を見直すことにより限られた財源を新たなニーズや施策に振り向けていくことが必要です。

今後検証を進めていくにあたり、本町の補助金に対する考え方を明確に示し、全庁的な見直しの統一基準として、本ガイドラインを策定したものです。

(2) 補助金見直しガイドラインの適用対象

本ガイドラインの適用対象は「大台町補助金等交付規則（平成18年大台町規則第45号）」第2条第1号に定める「補助金等」とし、平成29年度中に支出が見込まれるもの。（補正予算分も含む）

【大台町補助金等交付規則】

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 町が国、県及び町以外の者に交付する補助金、負担金（町に反対給付のないものをいう。）、利子補給金（元利補給金を含む。）その他これに類する交付金及び奨励金等で相当の反対給付を受けないものをいう。

(3) 補助金の分類

1 分類の目的

補助金の見直しを実施する際に、現行補助金を分類し、分類された補助金ごとに、交付基準の明確化、効果等の評価を行うこととします。

2 補助金の分類案について

(1) 財源別分類

優先順位を明らかにするために、単独補助と協調補助の分類が必要となります。また、単独補助においても、財源が特定の財源で確保されている補助金については、別の分類としています。

協調補助金においては、補助事業の実施主体に国、県、市等がそれぞれ直接補助金を交付する場合（協調直接補助）と国、県等から財源を一旦町で受け入れ、それを町がまとめて、補助事業の実施主体に補助金を交付する場合（協調間接補助）とに分類しています。

区 分		内 容
単独補助	一般財源	町が単独で交付する補助金で、財源を一般財源とするもの。
	特定財源	町が単独で交付する補助金で、財源に特定財源が含まれるもの。
協調補助	直接補助	国等と協調して当該補助団体に交付する補助金で、国等からの財源を町が受けないで、交付する補助金。
	間接補助	国等と協調して当該補助団体に交付する補助金で、国等からの財源を市が受け、交付する補助金。

（２）性質別分類

性質別分類については、先ず当該補助金が団体等の運営費に係る補助か事業の実施に係る補助であるかの分類をしています。運営費か事業費かの判断基準については、当該補助金がなければ、その団体の運営そのものが不可能な場合においては、その補助金は運営費補助とし、それ以外は事業費補助としています。

次に事業費補助については、当該補助金の内容により、建設整備補助、イベント補助、利子補給、その他事業補助に分類しています。

区 分	内 容	
運営費補助	団体等の運営に係る補助	
事業費補助	運営費補助以外の補助	
	建設整備補助	建物等の建設、修繕等及び物品購入に係る補助
	イベント補助	各種イベント、大会等の開催・参加に対する補助
	利子補給	借入金の利子に対する補助
	その他事業補助	建設整備、イベント、利子補給以外の事業費補助

（４）補助金見直しの『基本的な視点』

補助金の見直しにあたり、補助事業に対する原則的な考え方として、5つの基本的な視点を示します。本視点を踏まえ、（６）の評価基準により評価を行ってください。

視点	内容
公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的や事業内容が<u>広く</u>町民の福祉の向上につながるなど公益性が高いか。 ・ 事業目的が社会経済情勢の変化を踏まえても、ニーズが高い分野であるか。 ・ 事業目的が町の政策上の位置付け（総合計画等）と整合しているか。
公平性・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助交付先の選定において、選定基準を明確に設定し、募集・選定手続きを公平・透明に実施されているか。 ・ 同種同規模の補助や団体間で、補助金額は公平か。 ・ 多様な担い手がいるにも関わらず、補助交付先が特定団体に固定されていないか。

行政関与の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・公共性や適切な官民の役割分担の観点から、<u>行政が補助する必要のある事業</u>であるか。 ・事業実施主体は、自立した、又は自立が可能な団体ではないか。 ・民間において既に事業化されている場合や類似の事業が存在するなど、代替事業が他に行なわれていないか。
補助の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の実施により本来の<u>目的に合致した成果</u>をあげ、期待された効果が発揮されているか。 ・事業の効果が<u>広く町民に波及する</u>ものであるか。 ・補助金によって取得された資産（建物、物品等）は活用されているか。
妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の社会情勢や行政需要などを踏まえた上で、補助金額・補助率は適切かつ妥当であるか。特に定額補助は積算根拠が明確であるか。補助対象経費等は、適正かつ明確なものか。 ・国県等との協調事業について、負担割合が妥当であるか。町の上乗せ・横だし部分は政策目的の実現のため、必要不可欠なものであるか。 ・他市町の同様の補助金と比較し、均衡を欠いておらず妥当なものであるか。 <p>※上乗せ … 国や県の基準に金額を上乗せして実施すること 横出し … 国や県の基準より対象者を広げて実施すること</p>

（５）補助金見直しの『新たな視点』

補助金の見直しにあたり、補助事業に対する新たな考え方として、6つの新たな視点を示します。本視点を踏まえ、（６）の評価基準により評価を行ってください。

視点	内容
補助金額・補助率の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・補助交付先と行政の役割分担や負担割合、補助事業の成果や執行状況、他市町の類似補助金との比較等を勘案し、町民の理解を得られる適切かつ妥当な補助金額・補助率としてください。 ・補助率については、補助事業の実施主体は補助交付先であることや、国の地方向け補助金の状況等に鑑み、<u>原則として2分の1以内</u>としてください。
団体運営補助の原則禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・団体運営費補助は、団体の公共性・公益性に着目した補助であり、補助金の使途が特定の事業に限定されず、補助基準や対象経費が曖昧になりがちであり、補助による効果がわかりにくい傾向があります。 ・団体運営費補助は、補助対象となる具体的な事業を明確にし、<u>原則として目的・使途を明確にした事業費補助へ切り替えてください。</u>
適切な支出方法への転換	<ul style="list-style-type: none"> ・補助交付先と行政との役割分担や、実施コスト等を踏まえた上で、町による直接執行や委託等による方法が適当である場合は、他の支出方法へ切り替えてください。 特に実施にかかる経費の全額を補助する事業については、補助交付先の事業とは言い難いことから、<u>原則として委託への切り替えを検討してください。</u>

補助交付先の選定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業の実施の担い手は、最もふさわしい団体等を明確な選定基準のもと公平に選定すべきであり、<u>原則として公募により実施してください。</u> 例外として、非公募による選定を行う場合は、公募により難しい理由など町民への説明責任を十分に果たすように努めてください。
補助交付先の財政状況の検証	<ul style="list-style-type: none"> 補助交付先の団体等の財務状況について、補助金が補助交付先の収入の多くを占め、補助金に依存する構造になっていないか、補助金以上の繰越金や内部留保など余剰資金を有し自主財源での継続的な事業実施が可能ではないか、団体等が自立性を高めるための取り組みを行っているか等を把握し、補助の必要性について検討してください。
再補助の原則廃止	<ul style="list-style-type: none"> 再補助は、再補助先の事業実施状況が把握しにくいことから、実施することのメリットや必要性等合理的な理由がない限り、原則として直接補助へ切り替えてください。 <p>※ 再補助：補助交付先から下部組織等の別団体に対し、当該補助金を原資として補助対象事業に係る資金が交付され、再補助先において当該補助事業を実施する形態</p>

(6) 評価基準

1. 「補助金見直しの基本的な視点」に関する評価基準

評価を客観的に行うため、次の5つの指標ごとに5段階評価を行います。その際、指標ごとにその理由、説明等を具体的に記入してください。

項目ごとの評価の視点は「(3) 補助金見直しの基本的な視点」によるものとします。

評価指標		評価点数				
		低い	やや低い	普通	やや高い	高い
1	公益性	1	2	3	4	5
2	公平性・透明性	1	2	3	4	5
3	行政関与の必要性	1	2	3	4	5
4	補助の効果	1	2	3	4	5
5	妥当性	1	2	3	4	5

2. 「補助金見直しの新たな視点」に関する評価基準

評価を客観的に行うため、次の6つの指標ごとに3段階評価を行います。その際、指標ごとにその理由、説明等を具体的に記入してください。

項目ごとの評価の視点は「(4) 補助金見直しの新たな視点」によるものとします。

評価指標		評価点数		
		適合していない	不適合であるが、合理的理由がある	適合している
1	補助額・率は適切である	0	3	5
2	団体運営補助でない	0	3	5
3	補助金としての支出が適切である	0	3	5
4	補助交付先の選定方法は適切である	0	3	5
5	補助交付先の財政状況を把握し勘案している	0	3	5
6	再補助は実施していない	0	3	5

3. 評価結果の分類

「基本的な視点」と「新たな視点」による評価を合計し、評価結果を以下の通り分類します。ただし、合計点が31ポイント以上となり継続・拡充検討の評価となった場合においても、「新たな視点」において「適合していない」項目については、原則として見直しを行うものとします。

合計ポイント	評価結果
5～17ポイント	原則廃止
18～33ポイント	見直し（縮小・休止・委託等への切替え）
34～49ポイント	継続
50～55ポイント	拡充検討

(7) 補助金の見直しの流れ

- ・補助金の見直しにあたっては、所管課において「補助金見直しチェックシート」の作成を進めながら、本ガイドラインに示された各種基準に対する適合状況を明らかにし、それを踏まえて補助のあり方や見直しの方向性を検討してください。
- ・特に、創設から相当期間が経過した補助金については、積極的に見直しを検討してください。
- ・「補助金見直しチェックシート」は、各所属において取りまとめのうえ、別途通知する期日までに、総務課へ提出してください。見直し内容については、「財政改善への取組み」と併せて一体的に議論し、12月頃を目処に公表し、次年度以降の予算へ反映させるものとします。
- ・補助金の廃止や見直しにあたっては、必要に応じて「財政改善への取組み」の期間の範囲内で、経過

措置等を設けることも検討します。

(8) 検証機会の確保

- ・補助金について、社会情勢や行政需要の変化に対応した最適な制度としていくため、5年ごとに検証を行い、その結果を公表するものとします。
- ・検証年度到来時には、改めて本ガイドラインに基づく検証を実施し、その間の社会情勢の変化等により見直す必要が生じた補助金は見直し、継続すべき補助金は継続し、以降も同様に検証を行うものとします。

補助金等見直しチェックシート

(1) 補助内容

補助金等の名称				
所管課名				
補助金の分類	財源別分類		性質別分類	
事業の目的・概要				
事業開始年度	S・H	年	支出先	
根拠規定等				
法令による義務付け	有・無	国・県補助状況	国・県協調（町単なし）、国・県協調（町単なし）、町単独	
交付先選定方法	公募 ・ 非公募			

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	その他	一般財源
H29 年度予算額	千円	千円	千円	千円	千円
H28 年度決算見込額	千円	千円	千円	千円	千円
補助率			積算根拠		
上限額（千円）					
直近の見直し					
備考					

(2) 補助金交付先の収支状況（補助交付先が複数ある場合は交付額が最も大きい交付先を記入）

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
歳出決算総額（千円）			
歳入決算総額（千円）			
うち前年度繰越金（千円）			
積立金（H27 年度末残高）（千円）			

(3) 近隣市町の状況（H27 年度決算ベース）

市 町 名	金 額（千円）	備 考

※近隣市町で類似する補助制度がある場合、最低でも3市町の状況について記載すること。

(4) 補助金見直しの基本的な視点に関する評価

5段階評価から選択	
・高い	5 P
・やや高い	4 P
・普通	3 P
・やや低い	2 P
・低い	1 P

項目	評価	評価の理由・説明
公益性		
公平性・透明性		
必要性		
補助の効果		
妥当性		

(5) 補助金見直しの新たな視点に関する評価

3段階評価から選択	
・適合している	5 P
・不適合であるが合理的理由がある	3 P
・適合していない	0 P

項目	評価	評価の理由・説明
補助額・率は適切である		
団体運営補助でない		
補助金としての支出が適切である		
補助交付先の選定方法は適切である		
補助交付先の財政状況を把握し勘案している		
再補助は実施していない		

(6) 今後の方向性及び内容

合計ポイント	方向性	具体的な内容（時期や規模等）
P	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充検討	

【評価基準】

合計ポイント	評価結果
5～17ポイント	原則廃止
18～33ポイント	見直し（縮小・休止・委託等への切替え）
34～49ポイント	継続
50～55ポイント	拡充検討

補助金等見直しチェックシート

記入例

(1) 補助内容

補助金等の名称	大台町〇〇〇〇補助金			
所管課名	〇〇〇課			
補助金の分類	財源別分類	単独・一般	性質別分類	事業費補助
事業の目的・概要	〇〇〇を推進するために必要な〇〇〇を行う〇〇〇に対して、予算の範囲内において当該〇〇へ補助金を交付する。			
事業開始年度	H18年	支出先	区（自治会）	
根拠規定等	大台町〇〇〇補助金交付要綱（平成18年告示第××号）			
法令による義務付け	無	国・県補助状況	町単独	
交付先選定方法	公募			

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	その他	一般財源
H29年度予算額	千円 3,000	千円	千円	千円	千円
H28年度決算見込額	千円 3,165	千円	千円	千円	千円
補助率	〇〇%		積算根拠	〇〇〇千円×〇団体	
上限額（千円）	〇〇千円				
直近の見直し	H25.8改正 新たに〇〇〇について補助対象とした。補助率〇%以内。限度額は〇万円。				
備考					

(2) 補助金交付先の収支状況（補助交付先が複数ある場合は交付額が最も大きい交付先について記入）

区 分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
歳出決算総額（千円）	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
歳入決算総額（千円）	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
うち前年度繰越金（千円）	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
積立金（H27年度末残高）（千円）	〇〇〇		

(3) 近隣市町の状況（H27年度決算ベース）

市 町 名	金 額（千円）	備 考
〇〇町	〇〇〇	補助率50%、上限100千円
〇〇町	〇〇〇	補助率30%、上限300千円
〇〇町	〇〇〇	補助率20%、上限500千円
〇〇町	〇〇〇	補助率50%、上限300千円
〇〇町	〇〇〇	補助率40%、上限400千円

※近隣市町で類似する補助制度がある場合、最低でも3市町の状況について記載すること。

(4) 補助金見直しの基本的な視点に関する評価

5段階評価から選択 ・高い 5P ・やや高い 4P ・普通 3P ・やや低い 2P ・低い 1P	項目	評価	評価の理由・説明
	公益性	5	対象となる〇〇は多くの町民の利用に供されており、広く町民の福祉の向上につながるなど公益性はあるが、ここ数年申請件数が減少しニーズは低くなってきている。 当該事業は総合計画の〇〇頁に掲載されている。
	公平性・透明性	4	毎年〇月の広報誌にて募集を行い、採択基準は要綱に明確に規定があり、公平に実施されている。団体間での不公平はなく、交付先が特定団体に固定されてもいない。
	必要性	2	事業実施主体は、設立当初は財政基盤が脆弱であった為、行政の補助を必要としていたが、近年は財政基盤が安定してきており、行政関与の必要性が薄れつつある。加えて、近年は民間において類似の事業が実施されており、その必要性は益々薄くなりつつある。
	補助の効果	2	事業実施団体は、積極的に新しい取組みを行っておらず、近年その活動は縮小の一途を辿っている。今後もその効果が広く町民に波及する見込みは少ない。
	妥当性	2	補助率は100%で、積算根拠は事業実施団体からの要求額を基準としている。 他市町の同様の補助金と比較すると、平均〇〇千円となっており、本町の補助金額〇〇千円は過大であると思われる。 補助交付先の財政状況は、内部留保金が補助金額を大きく上回っており、過剰な補助となっている。

(5) 補助金見直しの新たな視点に関する評価

3段階評価から選択 ・適合している 5P ・不適合であるが合理的理由がある 3P ・適合していない 0P	項目	評価	評価の理由・説明
	補助額・率は適切である	0	補助率が100%となっている。
	団体運営補助でない	0	団体運営補助である。
	補助金としての支出が適切である	3	実施にかかる経費の前額を補助している状況ではあるが、委託業務とする場合、公的な積算基準がなく当該団体からの見積もりに依らざるを得ない。
	補助交付先の選定方法は適切である	5	当該補助事業先の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。
	補助交付先の財政状況を把握し勘案している	0	補助交付先の財政状況としては、直近3年間において補助金を上回る繰越金を計上しており、自主財源での事業継続が可能な状況である。また、自立性を高めるための取組みも行っていない。
	再補助は実施していない	5	再補助は実施していない。

(6) 今後の方向性及び内容

合計ポイント	方向性	具体的な内容（時期や規模等）
28 P	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充検討	現在100%である補助率を4年間で段階的に1/2まで引下げ、かつ4年目からは事業費補助に切り替える。また、自立性を高める取組みに関し改善がなされない場合、H36年度限りで補助金を廃止する。 H30年度：補助率80%、H31年度：同70%、 H32年度：同60%、H33年度：同50%、事業費補助へ切り替える

